



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



そ〜れいった! きたり〜!

2018. 8
No. 141

第2回定例会報告	P 2
一般質問	P 3~14
議会日誌	P 14

第2回 定例会 報告

平成30年度各会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月11日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

6月18日に再開し、4名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月21日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第9号までの9件は原案可決、報告第1号は承認議決、推せん第1号は推せん議決、意見案第1号は原案可決となりました。

《予算》

○平成30年度岩内町一般会計補正予算
岩内地方衛生組合負担金（し尿処理分）の減額及び貯湯槽改修工事費の追加等約千6百5万円を減額補正しました。

○平成30年度岩内町下水道事業会計補正予算
企業債及び他団体負担金等約3百18万円を補正しました。

《条例改正》

○岩内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例設定について
岩内町議会の議員の定数を減とする改正について投票の結果、可が9票、否が6票で、16人から15人に改正しました。

《その他》

○辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を一部変更しました。

○財産の取得について
除雪建設機械（除雪トラック）を約3千4百48万円で取得することを決めました。

○工事請負契約の締結について
東山団地1号棟外壁等改修工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○工事請負契約の締結について
岩内地方文化センター屋上防水等改修建築主体工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○工事請負契約の締結について
岩内地方文化センター屋上防水等改修電気設備工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○工事請負契約の締結について
岩内地方文化センター屋上防水等改修機械設備工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○専決処分した事件の承認について
平成29年度岩内町国民健康保険特別会計の歳入不足を補てんすることに伴う補正予算の専決処分について、承認しました。

《人事》

○後志教育研修センター組合議会議員の推せん
本間勝美議員を推せんしました。

審議した意見書

○北海道主要農作物等種子条例の制定を求める意見書
原案可決

意見書は、関係機関に送付しました。



一般質問 (要約)

6月18日、19日 4名の議員による一般質問が行われました。

池田 光行 議員 (志政クラブ)

防犯カメラの設置について

■質問■

防犯カメラが年々増加している。安心感、犯罪の抑止、犯罪捜査へ貢献などの期待があり、世論の支持、価格の低下といった要因で今後も普及していく。当町でも、コンビニエンスストアや事業所などで設置されより身近になっていく。最近、不審火や強盗事件も発生し、平穏な生活が阻害されている。

そこで、町で防犯カメラの設置に取り組むべきと考え、次の点について伺います。

1. 公共施設での設置状況について。

2. 「たら丸館」周辺施設への設置について。

3. 教育機関とその通学路への設置について。

4. 設置を希望する団体への補助について。

■町長■

1. 建築物では防犯カメラの設置はないが、岩内運動公園で防犯カメラ6台が犯罪の抑止効果などを目的として現在作動している。

2. 24時間対応の「さわやかトイレ」を中心に、マリナーパークや近隣の商店街とも連動した検討が必要であると考えている。

3. 3保育所全て、道路や町道に面して配置され、小規模施設であり、

死角が少ないことなどにより防犯カメラ設置の検討には至っていない。

また、保育所の通所は、保護者による送り迎えを基本として概ね自家用車

であり、入所区域も設定されていないため、通学路への防犯カメラの設置は考えていない。

公共施設への設置には財政的負担も小さくないため、施設の位置、特性、環境、防犯警備機器の有無などを勘案し、総合的に判断する中で検討を進めていく。

4. 防犯カメラの設置にあたっては、維持管理費は少額だが、設置や更新費用が多額となり、設置する団体の負担も大きく、また、防犯カメラの



利用制限の設定、画像データの管理方法や外部提供の取扱など、プライバシーの保護にも十分な配慮が求められる。

今後新たに設置する「岩内町町内会・自治会あり方検討会」の中でも、防犯カメラ設置事業の補助金交付要綱素案や、設置及び運用のガイドライン案を示しながら、各町内会・自治会とも協議を重ね、制度化に向けた取り組みを進めていく。

■教育長■

3. 児童生徒の安心安全に努めるため、必要に応じて、校舎内部や校舎外部を監視するカメラを設置しているが機械も古く、更新が必要と考えている。また、後志管内で

も不審者情報が報告されているため、通学路に防犯カメラの設置等も必要であると認識しているが、現在、調査検討を進めている、義務教育学校との関連もあることに加え、財政的な負担も小さくないことから、総合的に判断する中で、関連する担当と協議・検討する。



御崎海岸保全事業に

ついて

■質問■

御崎海岸は、平成2年度に完成の災害復旧工事後に流出沈下した消波ブロックを元の状態へ戻す補充の対策工事が平成28年度に行われた。しかし、平成2年当時は越波対策には効果があつたが、海岸線や潮流も変化して、その効果は芳しくない。

御崎地区の人口減少により空き地が多く、遮る建物がないために越波の被害が拡大している。近年の気象の変化に伴い、爆弾低気圧や台風など暴風による越波の被害の発生も考えられる。

また、離岸堤や離岸消波ブロック設置に効果があると思われるが、今後の、御崎海岸保全工事の考えと進捗状況についてお伺いする。

■町長■

これまで御崎海岸保全事業は、昭和44年度から平成2年度まで消波ブロック設置、昭和54年度から、波返し護岸のかさ上げ及び消波工の追加を行い、その後、消波ブロック沈下や玉石等の堆積で越波の増加傾向が見られたので、平成28年度に災害復旧事業で消波ブロックの追加設置をした。

こうした中、建設開始から65年、改良から27年経過することから、老朽化調査で施設健全度を評価するとともに、効率的、効果的な維持管理のため、長寿命化計画を平成29年度に策定した。

その内容は、劣化予測をもとに、かさ上げコンクリート上部の撤去更新、消波工の追加を行うもので、今後の定期点検や社会情勢、後背地の状況によっては対策の時期及び範囲を見直すことも

必要と考える。

いずれにしても、近年の異常気象に起因する波浪等による越波から、地域住民の生命財産を守り、安心して暮らせる町づくりで海岸保全事業は大変重要であり、海岸管理者として、現状把握に努めながら、施設機能が十分確保されるよう取り組む。



大石 美 雪 議員 (日本共産党議員団)

岩内町民の命を守る

防災について

■質問■

1. 防災ハンドブックや原子力防災のしおりの内容の周知については、十分だと思っているか。

2. 北海道が出した修正に基づき、今回の岩内町防災計画の修正(案)は、住民にはどのように周知の徹底を図るか。

3. 災害の備えには、個人がすること、家族でしておくこと、地域で備えておくことなどがあろうと思うが、それぞれに重要なことは。

4. 自治会の数と加入世帯割合は。

5. 自治会で、防災の周知と時間や曜日や季節を変えての避難訓練が必

要ではないか。

6. 町内会などに加入されない方へはどのような方法で防災の周知と避難訓練をするか。

7. 防災教育や避難の練習は、創意工夫して楽しく身につくようにするには、何が大切か。

8. 自然災害だけではなく原発事故との複合災害にも備えが必要だが、毎年の原子力防災訓練は、この程度で十分か。

9. 東日本大震災で災害を受けた福島県の双葉町や大熊町へ職員を派遣して、防災教育や避難訓練に取り入れる考えはあるか。

■町長■

1. 住民の方が普段から目にし、いざという時に活用できるよう「保存版」という形で全戸配布しており、防災ハンドブックはホームページにも掲載している。

また、防災訓練や防災研修会などを通じて内容の周知に努めており、一定程度のご理解はいただいていると考えているが、様々な機会を捉えて、更なる内容の周知に努めていく。

2. 岩内町地域防災計画修正(案)は、岩内町防災会議での協議後、パブリックコメントを実施し、広く意見を募つていく。そして、修正決定後は、ホームページや広報紙などにより、住民に広

く周知していく。

3. 個人々人では、災害時に取るべき行動を確実に把握しておくこと、家族では、災害を想定した話し合いをしておくこと、地域では、互いに助け合う関係を築いておくことだと考える。

4. 平成30年1月末現在の町内会・自治会は97団体、加入世帯割合は66%となっている。

5. 町が主催する防災訓練や防災研修会は、訓練対象地区の町内会・自治会とも話し合った中で、訓練日や訓練時間を設定しており、今年度も、できるだけ多くの住民が参加できるように、町内会・自治会と十分協議してい

く。

また、町内会・自治会が主体的に行う防災研修会や防災訓練は、実施計画の立案や講師派遣など、町として可能な限り協力していく。

6. 防災行政無線、広報紙、ホームページなど、様々な広報媒体を活用して防災情報を周知し、訓練への参加も促していきたいと考えている。

7. 参加者自身が、自らの生命、身体及び財産を災害から守ることに繋がるという意識を持つことが大切だと考える。

8. 原子力防災訓練は、防災関係機関の連携、業務関係者の技術向上、地域住民の理解促進を目

的に実施しており、緊急時の防護措置の手順確認に必要な人員を配置し、住民の方にも参加いただいているが、防災体制の整備に「終わり」や「完璧」はないとの認識のもと、実施体制の継続的な充実・強化に取り組んでいく。

9. 防災教育では、昨年10月に福島県川内村の元職員を招き、町職員を対象とした研修を実施している。

また、原子力防災訓練では、東日本大震災を踏まえ、大きく修正された泊発電所周辺地域原子力防災計画に基づき毎年実施しているため、東日本大震災の教訓が訓練に反映されており、複合災害を想定した訓練も実施してきている。

このため、現時点において双葉町や大熊町への職員の派遣は考えていない。



地域公共交通ノックタラインの

運行路線の拡大と見直しをすみやかに

■質問■

岩内町地域公共交通活性化協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要では、事業実施の目的・必要性、事業の今後の改善点と平成29年度事業の自己評価を行っている。

1. 第15回協議会で、今後の運行ルート見直しについて、協議会の中で審議するよう協議を行っているが前定例会で答弁しているが議事録を読むと報告だけで協議はしていない。

2. 連携会議をできるだけ早い時期に円山周辺の各施設と、ヒアリングを行い、設置に向けた準備を進めてまいりたいと考えているとしたがヒアリングは行われたのか。何が話されたのか。意

見・要望は出されたのか。

3. 連携会議と活性化協議会の位置づけはどのようなものか。

4. 円山地域を一巡する路線拡大を願う住民の要望に協議会はスピード感を持って答えていない。

5. 住民ニーズの分析方法は。住民アンケートやノックタライン運転士の現場の話を聞くことが大事ではないか。

6. 野束団地や敷島内方面、御崎、大和への路線拡大など要望に応えるべきではないか。

7. 乗車は決められた停留所から降車はルート上で安全な場所であれ

ば何処でも降りられるフリー降車に改善し利用促進を図ってはいかがか。

8. 時間帯により乗車が少ない便を快速便として運行するなど利便性を考えてはいかがか。

9. 円山温泉に民間の空き送迎バスなどが利用できるのであれば、快速便を取り入れ短縮した時間を円山一巡のルートの改正・利用促進に取り組む必要があるのではないか。

10. 地域公共交通確保維持改善事業に掲げる、公共交通を軸としたまちづくりによる地域活性化を図るとともに、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための交通環境を確保することを目指す

ことが事業の目的や必要性であり、すみやかに路線の拡大と見直しを行うべきではないか。

■町長■

1. 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)の中で提案し、承認された。

2. 目的や時期などについて関係事業者と調整しており、ヒアリングを重ねる中で、テーマや進め方などの意見交換を行うこととしている。事業者側からは、関係機関が連携していく必要性や重要性について理解を得ている。

3. 連携会議は、円山エリアの観光施設の管理一元化やリゾート開発を受け、行政と民間事業者等との連携、事業者間の連携を図るため任意で形成するものであり、協議会は、地域公共交通網形成計画に関し協議を行う法定協議会である。

4. 9. 連携会議での検討内容、リゾート開発やパークゴルフ場増設等による需要予測、アリスの里に定住する住民の高齢化の進展などを踏まえ、需要に見合った新たな交通形成のあり方について、協議会で検討を進めていく必要がある。

5. 私の思い、電話や役場窓口、ホームページの投稿、目安箱の設置など、利用者の生の声と実際の需要傾向を、運行事業者と情報共有を図りながら、事業の確保・維持・改善に努めている。

6. 全体の停留所のバランスや各停留所の乗降人数、意見・要望などの情報整理を進めており、その中で、旧岩内円山線のルートであった野束団地周辺の見直しについては、停留所の数や位置、実施時期などを、運行事業者と検討している段階であり、条件がそろった段階で、協議会での議論を踏まえ、実施に向けて取り組んでいきたい。

7. ダイヤの乱れが生じて路線バスに乗り換えができないトラブルや、収支へのマイナス面など、様々な影響を考慮しなければならぬものであり、今後の課題として認識している。

8. 各停留所の乗降人数や、意見・要望、全体ダイヤの中のバランスなどを勘案する必要があり、今後の課題と認識している。



10. 公共交通を軸とした地域活性化には、町、交通事業者、地域住民など、関係者全員が共同経営者である自覚が重要と認識している。

重要であり、最終目標としてまちづくりや地域活性化、安全・安心な暮らしに繋がる「持続可能な地域公共交通」の実現に、取り組んでいかなければならない。

これからの地域公共交通の確保・維持・改善の進め方は、意見・要望への迅速な対応も大切ではあるが、多様な住民ニーズをすべて網羅する地域公共交通の確保は、現実的に困難なため、地域経営の一環で考える観点が必要。

引き続き、地域の特性や交通サービスの実現性、住民ニーズとのバランスなどを十分に見定め、協議会での合意形成を図り、地域に合った地域公共交通のあり方を考えていく。

国の生活保護基準の

引き下げで、町の施策は

■質問■

1. 要保護世帯への就学援助について、小学生、中学生のそれぞれへの影響は。

はどのように取り組むか。

2. 高校生や大学生への影響は。

4. ますます子育てが苦しくなる子育て世帯への支援策について。

3. 準要保護世帯の生活保護基準比1.2について、国の生活保護費削減が実施される10月から

・今年度の奨学生は、何人か。
・給付の奨学金制度を作らないか。

・学校給食を無料にするには財政問題が大きい

のか。それ以外の問題は、
・給付の奨学金にするには、今の町の奨学金制度でいくらかかるか。

5. 保育料の階層区分の変更をする考えはあるか。それはいつからか。

6. 町営住宅の家賃の減免や徴収猶予の基準額の変更をする考えはあるか。それはいつからか。

7. その他の町民生活への影響は何かがあるか。

8. 町は、生活保護申請の窓口だが、職員には、住民の生活を守る立場で親切で行き届いた対応が求められる。

困難な点や課題はどのようなことがあるか。

■町長■

2. 児童養育加算が高校生まで拡大、教育扶助・

高校生まで拡大、教育扶助・高校等就学費では、クラブ活動費を実費支給化した上での上限額の拡大や入学準備金の増額、高校受験料支給回数数の拡大等が行われている。

また、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際の新生活の立ち上げ費用として、新たに一時金を支給するなど、高校生、大学生に限っては支援の拡大も見受けられ、総体的に大きな影響はないと考えている。

8. 社会福祉事務所を設置していない本町は、生活保護法に基づき、実施機関への保護の通報や保護申請書送付などの事務を行うこととされており、相談者との対応や実施者からの実態調査など、難しい場面もあるが、法に基づき、町としての責務を適正に実施するよう心掛けています。

生1名、専門学校生1名。現在、奨学金条例の見直しに向けた検討を進めているが、成績基準の設定等の問題により、対象者が限定されることが想定されるため、引き続き、国が進めている教育費無償化や先進地の調査を進め、奨学金を希望する者の立場に立った、奨学金制度のあり方に向けた検討を進めたいと考えている。

5. 国は、保育料について、生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応するとしているため、具体的な時期は示されていないが、国における保育料の基準の見直し等に応じ、対応していく。

1. 生活保護の受給を受けている世帯であるため、就学援助制度に関する影響を受ける世帯はない。

平成30年5月末現在で、要保護世帯と準要保護世帯を除いて、給食費無償化を実施した場合、給食費としての教育予算額は約2千8百万円が見込まれるため、給食費無償化に向けた、財政問題は大きいと認識している。また、給食費無償化の導入に向けた、それ以外の問題は無い。

6. 現段階において変更する考えはなく、今後もしも入居者の公平性・公正性が保たれるよう、現行制度の適切な運用に努めていく。

3. 現時点では、文部科学省等から方向性等は示されていないため、対応方針は決定していない。今後、国から関連する数値等が示された段階で影響を把握し、就学援助制度の趣旨に基づいた適切な運用について、慎重に検討を進め、今後の対応を決定する。

奨学金条例では、高等学校、短期大学及び専修学校に進学する場合には、月額1万円、大学に進学する場合は月額2万円となっており、平成30年度予算では、総額96万円の計上となっている。

7. 北海道を通じ、金額的影響や他制度に生じる影響などを確認している段階であり、その他への影響は把握できる状況にない。

4. 奨学金制度の平成30年度利用者数は、高校

町の宝、岩内町文化財

保護について

あったのか。

過去の諮問ではなく、建設は何件あったのか。平成14年以降、審議会に諮問した回数。昭和58年以降、審議会の中で文化財指定に至らなかった理由は。

過去に諮問ではなく建設は何件あったのか。昭和58年以降、審議会の中で文化財指定に至らなかった理由は。

■質問■

郷土館が所蔵している

「扁額」の裏にある幕末の探検家松浦武四郎の真筆とされる署名が、三重県松阪市にある松浦武四郎記念館の鑑定で、筆跡などから真筆と評価された。

3. 住民などから寄せられた文化財指定にこの情報はどのように取り扱い、今後の文化財候補物件として対応はどのように考えているのか。

7. 審議会委員は学識経験者の中から教育委員会が委嘱することになっているが、学識経験者の中で文化財指定に反対する委員が多いと言っているのか。

10. 文化財指定委員会を設置し定期的に委員会を開催し町や教育委員会に建設を行えるよう文化財保護の立場から検討する必要があるのではないのか。

「オルガン」は審議会です町や郷土館の主力になるような文化財であり指定文化財答申が出ていると思うがいつ指定するのか。

1. 指定候補物件として、運上屋記念ドームなど47件ある。

町文化財に指定された有形文化財は帰厚院阿弥陀如来大仏像、一本柳。無形文化財は、岩内赤坂奴保存会の3件だが、

4. 文化財保護条例の中には文化財保護審議会の人数が記載されているが規則の中には委員の人数が明記されていないがなぜか。

8. 町文化財保護審議会規則は施行から42年経過している。規則の改正も含め町の文化財を指定する文化財保護審議会が権威を持つて文化財に指定し、教育委員会が審議会の意見を実現できるように取り組む必要があるのではないのか。

11. 松浦武四郎が署名した「扁額」が文化的にも非常に価値が高いと評価されているが、郷土館の歴史的資料としてどのように管理・分類・保管されていたのか。

14. 郷土館運営で所蔵物の管理、整理、時代考察などのためには専門の知識を持つ学芸員の配置。

3. 住民の皆様から頂いた情報の取り扱いについては、町の文化財指定候補として慎重に調査しながら審議会に報告し、文化財指定候補物件調査簿に記載するなどの対応が必要になると考える。

1. 文化財指定候補物件調査簿では有形・無形・民俗文化財、記念物は何点、指定候補物件としてあるのか。調査簿にどのような物件が何件記載されているのか。

5. 昭和44年、47年、58年の審議会委員は何名で構成されていたのか。この時、教育委員会は審議会に何度諮問したのか。

9. 町文化財保護条例では「教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する」と規定している。

12. 「扁額」の調査や考察は審議会で行うのか。どのように、何処で取り組まれているのか。

郷土館建て替えて2度の移動後の古文書や資料などの整理を進める人的配置。

4. 文化財保護条例に審議会の設置や組織などを規定しており、組織の中で定数を定めているため、文化財保護審議会規則には委員定数を規定していない。

2. 平成29年に文化的資源の掘り起こしを目的に資源の募集を行ったが、有形・無形・民俗文化財、史跡名勝天然記念物等の提出件数が何件

6. 現在審議会委員は何名で審議会は直近ではいつ、過去5年間で何回行われたのか。年号が平成に移行してから審議会は何回行われ

13. 帰厚院から寄贈された、横浜西川オルガン製造の国産最古のリードオルガンは、横浜開港資

15. 郷土館の通年開館、指定管理者ではな

5. 昭和44年、47年、58年当時の審議会委員

5. 昭和44年、47年、58年当時の審議会委員

は、それぞれ10名。

諮問回数については、会議録などの関係書類を確認できないため、把握できない状況であるが、それぞれの年に文化財として指定しているのので、1回は開催している。

6. 現在の審議会の委員は10名で、直近では平成30年3月19日に開催しており、過去5年間では3回開催している。

年号が平成に移行してからの審議会の回数は、関係書類を確認できる平成16年度以降で5回開催している。

平成14年以降、教育委員会が審議会に諮問した回数は、関係書類を確認できる平成16年度以降で諮問回数はない。

昭和58年以降、審議会の中で文化財指定に至らなかった理由は、関係書類を確認できる平成16年度以降では、審議会の中で文化財指定に至らなかったのではなく、教育委員会から審議会に対し文化財指定についての諮問に至らなかったもので

ある。

7. 学識経験者の中で文化財指定に反対する委員が多いということはない。

8. 文化財保護条例では文化財を指定するには、教育委員会はあらかじめ文化財保護審議会の意見を聴かなければならないと規定しており、審議会において委員から頂いたご意見を文化財保護事業に反映するよう取り組んでいる。

9. 建議についてはない。

10. 文化財保護審議会において、町の文化財の指定に向けた調査等が活発に行われているので、新たに岩内町文化財指定委員会を設置し、町や教育委員会に建議を行えるよう文化財保護の立場から検討する必要はないものと考えている。

11. 松浦武四郎が署名したとされる扁額について

では、郷土館にて以前より常設で展示しながら管理している。

また、他の資料や収集された所蔵品についても展示しているほか、展示していないものは、郷土館内の収蔵室に管理・保管している。

12. 扁額の調査や考察は、現段階では主に郷土館の指定管理者である「ぱとりあ岩内」が情報収集しながら行っている。

13. オルガンは文化的資源掘り起こし調査にて提出された中の1つとして審議会に報告しており、審議会委員から町指定文化財として十分価値があるのではないかとのご意見を頂いているが、現段階では、審議会に対して町指定の文化財として諮問するまでには至っていない。

今後、町指定文化財として慎重に調査を進めるとともに、専門家による所見などを仰ぎ、調査結果や所見などがそろう

次第、審議会へ諮問するなど町指定に向けた事務を取り進める。

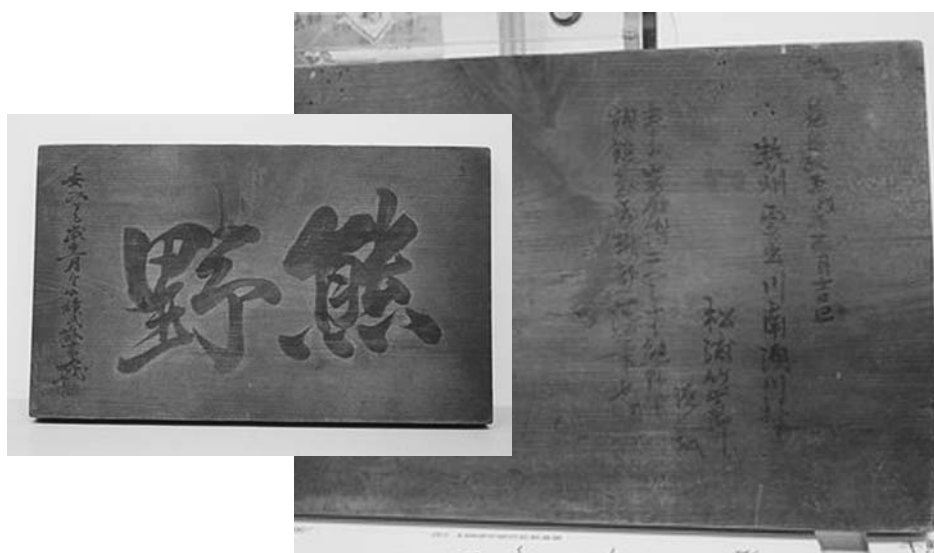
扁額は、北海道の指定文化財としての可能性についても視野に入れながら、オルガン同様、調査結果や所見などがそろう次第、審議会へ諮問するなど町指定に向けた事務を取り進める。

14. 学芸員の配置や、資料整理に伴う人員配置が必要であることは認識している。

しかし、学芸員や資料整理に伴う人員配置、さらには、エレベーターの設置については財源確保という大きな課題が生じることから、現状では難しいものと考えている。

15. 郷土館については、指定管理者である「ぱとりあ岩内」が趣向を凝らした様々な企画展の開催や情報発信を行い、集客力の向上に努めるなど、適正に管理運営しているもので、これまでどおり、民間事業者のノウハウを活用した指定管理者

による管理運営が望ましいと考えている。



斉藤 雅子 議員（公明党）

軽体操・軽運動による

介護予防事業の推進を



■質問■

日本は長寿大国といわれ「人生100年時代」の到来を見据え、全国の自治体で健康寿命を延ばす取り組みが進んでおり、軽体操や軽運動など、介護予防事業を開始している。

75歳以上の高齢者の急激な増加で介護保険給付費が大きく膨らむ中、軽運動や社会とのかかわり等の介護予防は、介護保険料の抑制にもつなげていける大きな焦点となるといわれている。

本町では保健センターで月1回「はつらつ元気塾」を開催しているが、参加者からは、もっと回数を増やしてほしいと好評で、また町の保健師が講師となり高齢者のための軽運動を行ったがこち

らも好評で、このような軽体操・軽運動を保健センターで町の保健師を講師に月に2回位、開催して頂きたいと多くの皆さんの強い思いがある。

1. 「はつらつ元気塾」は毎回、何人位の参加者が。

2. 高齢の方は週1回以上、外出する機会が重要といわれており、家から出て保健センターまで来る事が健康づくりに重要で、健康寿命を延ばすためにも軽体操・軽運動の介護予防事業の推進をと考えますが、町長の見解を。

■町長■

1. 「はつらつ元気塾」は、町内に居住する65歳以上で、介護サービスを受けていない高齢者の心身の健康づくりを目的に、地域包括支援センターが町からの委託を受け、平成26年度より介護予防普及啓発事業のひとつとして実施している事業である。

この「はつらつ元気塾」は、「運動の習慣をつくり、体力の向上を図る」、「転ばない体づくり」など、各年度毎に目標を定め、リズムに合わせた体操を中心に、筋力トレーニングやバランス訓練を実施するほか、日々の運動が習慣化となるようトレーニング資料も配付し、介護予防に向けた取り組みを保健センターを

会場に年9回実施しており、平成29年度では、1回平均47名程度、年間430名の参加となっている。

2. 本年3月に策定した、「第8期岩内町高齢者保健福祉計画」及び「第7期岩内町介護保険事業計画」で、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防などの様々なサービスが切れ目なく利用できる「地域包括ケアシステム」の深化・推進」を基本方針と掲げ、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進のほか、地域全体で高齢者を見守り、支えていく体制の強化を図っているところである。

中小河川の治水対策

について

■質問■

昨年、各地で豪雨災害に見舞われたが、特徴的なのは、中小河川で被害が相次いだ事である。41人の死者・行方不明者を出した昨年の九州北部豪雨では、氾濫した15の中小河川で、ひとつも水位計が設置されておらず、大きな被害につながった。

水位計が高価な事が設置を遅らせる原因だったという事で、国交省は低コストの水位計を設置する事を決めた。この対策は2020年までにを行う事を目標に、自治体を支援する計画との事だが、

1. 本町において中小河川はいくつあるか。

2. 水位計のある河川は何河川か。

3. 「いざ」という時の災害への備えに万全を期すため、まだ水位計が設置されていない河川の今後の対応は。

■町長■
1. 2. 昨年12月、国土交通省は、九州北部豪雨を踏まえて実施した緊急点検に基づき、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に取り組みと発表した。
その概要は、透過型砂防堰堤等の整備、河道の

掘削・堤防の整備及び危機管理型水位計の設置について、平成32年度を目途に、国の整備と都道府県等に交付金での支援を行うというもの。

このうち水位計の設置は、浸水の危険性が高く、確な避難判断のため水位観測が必要な場所に、洪水時に特化した低コストの小型水位計を設置するもので、約5千の中小河川へ優先的に行う必要があるとしている。

こうした中、町内には、北海道管理の2級河川「野東川」と「運上屋川」など町管理の普通河川合わせて30河川あり、運上屋川の橋梁2箇所、水位を確認できる量水標を設置している。

また、本年度中に、北海道が危機管理型水位計を野東川に設置予定で、水位計設置は2河川となる。

3. 水位計は、氾濫の危険を早期把握するもので氾濫は防止できないので、町では治水対策として、道路側溝の改修や河

川内の中州撤去、老朽化した護岸の補強・改修工事を実施し、河川の流下能力の確保に努めており、今後も安全・安心のため計画的に対策を行う

とともに、野東川に設置の水位計の運用状況を踏まえ、被害を最小限にする減災対策のひとつとして、その必要性を検討したい。

高齢者のごみ出し支援

超高齢化社会に対応した

廃棄物管理システムの

構築について

■質問■

地域の高齢化に伴う課題の中で、ごみ出しが困難な高齢者が増えていく。足腰の衰えなど身体的な理由だけでなく、曜日や分別のルールを覚えるのが難しい、集積所まで遠いなど、独り暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯で、家族や近所での支援が得られない等、問題になっている。

高齢者のごみ出し支援に関して、国立環境研究所が、全国自治体の調査を実施した結果、支援制度の運用に当たっては、ごみ出し支援のみならず、

むつの処理など、超高齢化社会に対応した廃棄物管理システムの構築も必要と思われるが、その現状と今後の展望は。

■町長■

1. 現状では、介護保険のホームヘルパーの生活援助や社会福祉協議会ボランティアアセンタールの有償ごみ出し等の支援策が講じられているが、一部の利用者に特定されている。

そのため、「総合戦略」の中で、高齢、病气、障がいなどの理由により、ごみ出しが困難な世帯に、個別に玄関先でゴミや資源物を収集するとともに声かけを実施する「ふれあいゴミ収集事業」を搭載し、目標年度を平成31年度と設定している。

事業化へ向けては、ゴミ収集にかかる時間の拡大、地域での協力体制の確保など様々な課題もあるが、介護・福祉施策としても有用な事業でもあり、関係団体等とも

十分に協議し、実施に向けた検討を進める。

2. 高齢者世帯の増加で、介護や在宅医療に伴う、紙おむつや医療系廃棄物の増加などにより、家庭におけるゴミの分別がより難しくなってきたり、時代の変化とともに新たな課題が生じていると認識している。

そのため、各家庭等での適切な分別、ゴミの排出や収集運搬等の各段階での高齢化社会に対応した処理体制の構築についても、「ふれあいゴミ収集事業」とも合わせ、検討が必要と考えている。

地域住民が安心して生活できる環境を構築するためにも、高齢者等のごみ出し支援事業が、地域で支援する側とされる側の双方にとって効果の高い設計と運用となるよう努める。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

佐藤 英 行 議員 (市民自治を考える会)

今後の岩内町の財政

について

■ 質 問 ■

平成28年度の道内市町村の普通会計決算の確報値が示された。「経常収支比率」は、町は平成26年度91.0%(全道町村平均83.0%)、平成27年度90.4%(同81.5%)、平成28年度94.5%(同83.5%)と全道町村平均より高く、「地方債残高比率」は平成26年度2.49倍(全道町村平均1.79倍)、平成27年度2.53倍(同1.84倍)、平成28年度2.6倍(同1.87倍)と年々増加傾向にある。「積立金残高比率」は平成27年度29.4%(全道町村平均81.9%)、平成28年度28.9%(同83.4%)と低い。「実質公債費比率」は、平成26年度12.5%(全道町村平均10.

2%)、平成27年度12.5%(同9.5%)、平成28年度13.1%(同9.1%)となっている。「将来負担比率」は平成26年度210.4%(全道町村平均17.4%)、平成27年度167.9%(同9.8%)、平成28年度173.9%(同6.7%)であり、全道町村の中でも厳しい財政状況といえる。

1. 財政調整基金はどのような用途を目的としているのか、積立はいくらか、どのくらいが適正と言われているのか、当初予算と剰余金積み立てがあるがどのように積み立てていくのか。

2. 平成28年度の将来負担比率が上がった理由

と今後どのように下げていくのか、今後の推移は。

3. 健全な財政運営が目的ではなく手段であり、現下の窮屈な財政の下、最大の福祉を実現し、住んでよかったと思える町づくりに対する町長の考えは。

1. 財政調整基金の用途は、条例において「災害対策の財源その他緊急を要し、又は必要やむを得ない財政需要に応ずる財源に充てる」と規定されている。次に、直近3年間の積立額は、基金の運用利息として平成29年度では7万5千円、平成28年度は6万4千円、平成27年度は11万8千円を積み立てており、平

成29年度末の残高は、1億4千2百万円となっている。

次に、適正額と積み立て方法は、適正な基金残高の基準がないため、どの程度の額が適正かの判断には至っていないが、単年度の収支均衡を図ったうえで、一定程度の繰越金が生じなければ、財政調整基金への積み立てはできないため、限りある財源の中で、事業を取捨選択するなど、効果的かつ効率的に事業を進めながら、基金積み立てができるよう財政運営していく必要があると考えている。

2. 将来負担比率の推計は、将来における地方債発行額や標準財政規模の推計が難しいことか

ら、一定の条件のもとで算出するため、推計と実数値との乖離が生じやすい指標である。そのため、平成28年度では、国勢調査に伴う人口減少により、普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額が大きく減少したことや、地方債発行額も岩内地方清掃センターの建設などに伴い、地方債償還額よりも増加したため、比率が上昇した。

この将来負担比率を下げるためには、地方債発行額の抑制が必要であることから、各年度のプライマリーバランスを重視した中で、各種事業を取捨選択していかねければならないと考えている。

また、今後の将来負担比率の推移は、翌年度以降の地方債発行額の推計



地方自治法改正による

損害賠償責任の

一部免責について

■質問■

地方自治法が平成29年6月に改正され、第243条の2に「普通地方公共団体の長等損害賠償責任の一部免責」が新設され第1項に「普通地方公共団体は、条例で、当該地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（以下「普通地方公共団体の長等」）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職務その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得

た額について免れさせる旨を定めることができる。」とある。

これは、首長や職員が住民に訴えられ、多額の損害賠償が発生した場合、これまでは「善意でかつ重大な過失がない」場合も個人の負担となる可能性があったのに対し、改正法は条例で減免できることとなった。

改正地方自治法第243条の2第1項に基づいて「岩内町長等における損害賠償責任の一部免責」条例を制定する必要性があると考え、行政に携わる職員等が委縮せず職務を行うことは大事であるが、自らの「損害賠償責任の一部免責」を自らが検討していくことは問題がある。

1. 改正地方自治法第243条の2による町の条例制定の日程は。

2. 損害賠償額の上限規定等の内容検討はどの会議体で検討していくのか。

■町長■

1. 国においては地方公共団体が条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び最低責任負担額を政令において定めるとしている。

現時点において政令が公布されていないため、具体的な検討作業は行っていない。

2. 国から示される政令等の内容を確認しながら、条例改正の必要性や改正内容、その方法について検討していく。

地方公務員の

非正規職員に関する

制度改革について

■質問■

全国の臨時・非常勤職員が平成17年45.6万人、平成20年49.8万人、平成24年59.9万人、平成28年64.5万人と増加、平成29年5月に地方公務員法の一部改正がされ、政府方針の「同一労働同一賃金原則」に基づき、正規・非正規職員間の格差を是正することが目的の「会計年度任用職員」制度が創設された。

の向上のための公共サービスを担う労働者である。「会計年度任用職員」制度の実施によりどのように処遇が改善され、正規・非正規職員の格差が是正されるのか。

4. 非正規職員への賃金を現在消耗品代などの需用費と同じ物件費に計上しているが、今後は科目が変わるのか。

5. 町においても、「会計年度任用職員」制度の平成32年4月の施行に向けて現在取り組んでいると思うが、それにあたっての方針と現在の状況および条例の設定・改廃も含めてのこれからの検討内容・スケジュールは。

1. 「会計年度任用職員」制度とはどのような内容なのか。

2. 平成17年、平成20年、平成24年、平成28年の本町における臨時・非常勤職員数は、また町費職員に対する割合は。

3. 正規職員と同様に非正規職員も、住民福祉

■町長■

1. 一般職の非常勤職員を会計年度任用職員と位置づけ、採用方法や任期等を明確にするための規定が設けられた。

フルタイム勤務とパートタイム勤務の2つに区分され、一会計年度内の期間で、任命権者が定める任期で勤務する非常勤職員となっている。

2. 各年度10月1日現在で、代替登録職員数も含めた数は、平成17年度は「83名」で、割合は「43.9%」、平成20年度は「97名」で、割合は「57.1%」、平成24年度は「88名」で、割合は「53.0%」、平成28年度は「91名」で、割合は「55.5%」となっている。

3. フルタイム勤務では給料及び一定の手当が支給対象に、パートタイム勤務では、報酬の支給のほか、新たに期末手当の支給対象とすることができるとなり、制度全体としては、収入面の充実は一定程度見込ま



れる仕組みとなっている。

4. 予算や決算における具体的な取扱いについては、国において、改めて示すこととされている。

5. まずは現在雇用している臨時・非常勤職員等の任用根拠や勤務形態等を正確に把握することが重要な作業と認識している。

今後は、任用基準の設定や予算シミュレーション等を想定しているが、一連の作業には相当の時間を要するため、例規整備に着手するのは、平成31年度になると想定している。

議 会 日 誌

4月17日	北海道新幹線・黒松内小樽期成会監査	6月7日	総務委員会
18日	岩宇正副議長会総会	8日	議会運営委員会
5月8日	後志総合開発期成会理事会・総会		岩内・スラビヤンカ友好協会総会
9日	社会文教委員会	11日	第2回定例会招集
10日	建設産業委員会		各派代表者会議
11日	総務委員会		岩内地方清掃センター施設議員視察
	南後志法人会定期総会	12日	後志町村議会議長会役員会・臨時総会
15日	議会運営委員会		北海道町村議会議長会定期総会
18日	第1回臨時会	18日～21日	第2回定例会
22日	北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会及び北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会理事会・総会	29日	商工会議所第68回通常議員総会・懇親会
	後志総合開発期成会后志要望会	7月1日	いわない循環バス「ノックライン」新車両運行開始セレモニー
25日	後志総合開発期成会札幌要望会		第40回神恵内沖揚げまつり
31日～1日	後志総合開発期成会中央要望会	3日	北海道町村議会議員研修会
6月2日	ニセコ山開き	4日	建設産業委員会
3日	岩内地方清掃センター・最終処分場落成式	9日	泊発電所環境保全監視協議会
4日	原子力発電所問題特別委員会 岩内町役場庁舎及び岩内協会病院における放射線防護対策施設議員視察	12日	後志町村議会議員パークゴルフ大会
5日	社会文教委員会	14日	前田の家 新築地鎮祭
6日	建設産業委員会	21日	第47回群来まつり
		26日	一般国道276号岩内共和道路整備促進期成会総会
		30日	こども議会

編集後記

「議会だより141号」をお届けいたします。第2回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されており、また、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)